

訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画課の項を次のように改める。

医療人材課	小児医療センターに駐在する職員	1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
-------	-----------------	---	-------	-------	-------

別表食品安全課の項中「1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分」を「上に同じ。」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。